した荘園領主や守護

・地頭などの時の権力者への反抗と結びつき、

部の門徒を諸神

諸仏・諸菩薩の無視ないし軽視へと導き、

ついに一揆へと発展していった。

蓮如は門徒の

に社会的倫理的問題をも惹起させた。

蓮如の説く親鸞の弥陀一仏信仰は、

蓮如の倫理思想

―― 王法と仏法を中心にして ―

林

信

康

を弘めていった。 教活動の基本的な路線に従って、 寺留守職を継承した。蓮如は巧如 本願寺中興の祖、 蓮如の赴く所、 蓮如 (一四一五~一四九九)は戦乱と飢饉の打ち続く動乱の十五世紀の時代に四十三才で本願 近畿・ 必ず彼の教えに魅了された多くの門徒が群集し、 ・綽如・存如の蒔いた法義の種を一気に開花させた。蓮如は、 北陸を中心にエネルギッシュに、 しかも大胆に民衆の間に浄土真宗の教え 本願寺教団は発展したが、 父存如の地道な布 同時

171

権力者への反抗に対して仏法を第一義に考え、王法を守るように度重なる戒めを与え、念仏者の取るべき態度に言

及している。本稿ではこのような仏法と王法を中心にして、その概念が生まれてくる文明の吉崎時代の歴史的な背

景を顧慮しながら、蓮如の倫理思想について考察してみたい。

\subseteq

のである。 現のために和田の本覚寺が在地諸勢力と交渉し下準備を進めていき、蓮如の吉崎進出が実現したと考えられる。又 崎といふこの在所、すぐれておもしろきあひだ」と「ふと忍び出でて、おもしろき在所」としか記していない。 ちにをいて、をそらくは、かゝる要害もよく、おもしろき在所、よもあらじ」と述べ、また同年九月に、「大津三井 ħ を押さえた方が有利であると考え、蓮如はこのような収取関係によって、荘官的役割を果たすべく吉崎に進出した は独力で荘民を支配するだけの実力は備わっていないので、本願寺と誼みを通じ、一撥化しようとする荘民=門徒 領主である経覚は、西軍から東軍へと寝がえった越前の守護朝倉の全面的な荘園横領を防御するために、また朝倉 吉崎の荘園領主は奈良興福寺大乗院経覚であり、経覚の母は本願寺の出身であり、私縁により吉崎を選び、その実 寺南別所辺より、なにとなくふとしのび出でて、越前・加賀諸所を経回せしめをはりぬ。よつて当国細呂宜郷内吉 ていた。蓮如がなぜ吉崎の地を選んだかについては、蓮如自身は文明五年八月二日の『御文章』に、「両三ヶ国のう 蓮如は寛正から応仁にかけて、比叡山の衆徒の圧迫により、 ついに文明三年、越前に赴き七月吉崎に坊舎を建立した。このころ各地に土一揆が勃発し、不穏な状況が漂っ 赤野井・金森・堅田・大津と転々とその追跡から逃 が

このような理由で吉崎に進出し、新天地を獲得した蓮如は精力的に布教活動に励み、たちまち二百もの多屋が立

に違いない。

である。 女・善悪という年齢の差・性別の差、善悪の差、地位や身分の差も超えて、すべての人々を等しく救うというもの て徹底的に破邪し、 ち並ぶ組織に発展させた。 蓮如は自己の罪業を信じ、このような浅ましき衆生を助けようとする阿弥陀仏の本願を疑いなく信じれば、 民衆に親鸞の正しい真実の仏法を伝えようとした。その仏法とは、阿弥陀仏の救いは老小・男 蓮如は、 善知識帰命・物取り信心・十劫秘事などの浄土真宗の異義を『御文章』

浄土に往生することができると説いた。すなわち『御文章』に、

憶念の心つねにしてわすれざるを、本願たのむ決定心をえたる信心の行人とはいふなり。® 機をすくひまします弥陀如来の本願なりと信知して、 なりといふとも、 えらばざるこころなり。 迎の談、平生業成の義なり。『和讃』にいはく、「弥陀の報土をねがふひと 外儀のすがたはことなりと 命の他力の信心を決定せしむるときは、 『経』には「即得往生 親鸞聖人の一義は、あながちに出家発心のかたちを本とせず、 寤寐にわするることなかれ」といへり。「外儀のすがた」といふは、 また罪は十悪・五逆、 つぎに「本願名号信受して寤寐にわするることなかれ」といふは、 住不退転」と説き、『釈』には「一念発起入正定之聚」ともいへり。これすなはち不来 さらに男女老少をえらばざるものなり、 謗法・闡提の輩なれども、回心懺悔して、ふかく、 ふたごころなく如来をたのむこころの、 捨家棄欲のすがたを標せず、ただ一念帰 さればこの信をえたる位を、 在家・出家、 かかるあさましき かたちはいかやう ねてもさめても 男子・女人を

173

神・諸仏等にもこころをかけず、一心にもつぱら弥陀に帰命」とする信心は諸神・諸仏・諸菩薩の軽視や無視へと

い信仰へと帰結する。「まづもろもろの雑行をさしおきて、一向に弥陀如来をたのみたてまつりて、

そして蓮如の弥陀一仏信仰という仏法の立場は、必然的に諸神・

諸仏・諸菩薩を敢えて拝む必要のな

自余の一

切の諸

とあり、これを拝読した門徒は一切の束縛から解放されるという今まで経験したことのない自由な境地を体験した

繋がっていく危険性をつねに孕ませ、 いるが、それは専修念仏者の必然的に生じる異端ともいうべきものであって、蓮如の場合といえども例外ではない。 の問題が発生し、両人とも諸神・諸仏などを侮って、弾圧の口実を与えることのないように厳しく念仏者を戒めて 旧仏教側の非難の標的になっている。親鸞の時にも、また法然の時にも同様

加賀・越前各地から多くの本願寺門徒が吉崎に集まり、不穏な空気も漂うようになってきた時、 蓮如は武力を有す

さらに西軍の甲斐八郎・富樫幸千代と東軍の朝倉孝景・富樫政親の争いが激化し、西軍に破れ越前に逃れていた

信心という仏法と政治という王法の問題は全く次元が異なるもので、政治的な行動を取るべきでないという姿勢を とする本願寺教団の講を基盤とする組織力とその戦力はかなり大きなものとなっていた。しかし蓮如は、 吉崎の諸人の出入りを禁止した。一方荘園制が崩壊し、下剋上化の様相を呈し一揆が続発していく中、 富樫政親の加賀奪回の動きが強まる中、牢人の武士が吉崎に来襲するという情報に対して、 門徒の旧仏教の諸神・諸仏を侮り捨てるという言動に対して、蓮如は文明五年九月下旬の『御文章』で 文明五年九月、

当流念仏者のなかにおいて、諸法を誹謗すべからず。まづ越中・加賀ならば、 立山 白山そのほか

次のように通達してい

れをいましめられたり。これによりて、念仏者はことに諸宗を謗ずべからざるものなり。また聖道諸宗の学者 諸山寺なり。越前ならば、平泉寺・豊原寺等なり。されば『経』にも、すでに「唯除五逆誹謗正法」とこそこ

雖持戒行人不免地獄苦」といへり。かくのごとくの論判分明なるときは、いずれも仏説なり、あや

る平泉寺・豊原寺等の動きを察知し、ついに文明四年一月、群集を制止しないわけにはいかなくなった。 まづ八宗の祖師龍樹菩薩の『智論』にふかくこれをいましめられたり。 あながちに念仏者をば謗ずべからずとみえたり。 そのいはれは、 経・釈ともにその文これおほしといへ その文にいはく、「自法愛染故毀 吉崎を中心 念仏者の 蓮如は

ら当流のなかにおいて、なんの分別もなきもの、他宗をそしること勿体なき次第なり。 まりて謗ずることなかれ。それみな一宗一宗のことなれば、 一所の坊主分たるひとは、この成敗をかたくいたすべきものなり。 わがたのまぬばかりにてこそあるべけれ。ことさ あひかまへてあひかま

説いた同じ仏法という立場から、 教勢力と無用な争いを避けたいという蓮如の意図を汲み取ることができる。 蓮如は龍樹の『大智度論』を引用して、まず念仏者は他宗を謗ってはならないと門徒に教え諭し、 いたのである。 制が崩壊する中、 もともと立山・白山は山岳信仰として崇拝されてきた山であり、修験道の霊場であった。 自由な信心の境地を世俗の関係に持ち込み、あえて諸神・諸仏を侮り、旧仏教側を挑発した。これに対して 山岳仏教として発展し、平泉寺も豊原寺も白山権現の別当寺院であり、天台宗に属する寺院であった。 蓮如の教えに魅了された数多くの門徒は、権力を奪取したい野望を抱いた武士や大坊主の扇動によ 貴族階級を中心とする旧仏教勢力も衰えては来たものの依然として本願寺教団に立ちふさがって 聖道門の人達にも念仏者を謗ってはならぬと相互不可侵を通告した。そこに旧仏 後に神仏習合思想のも また一方釈尊が

\equiv

蓮如は多屋衆の名で文明五年十月、ついに仏法のために一命を惜しまず、合戦すべきことを決議した。 しかし蓮如の意向とは逆に、要害を構え法城のような様相を醸し出した吉崎の多屋衆達は合戦を主張し、 このような情勢のなか、 蓮如は 掟」 0) 『御文章』を書きはじめ、 政治権力との争いを回避しようとしている。

右斯両三ヶ年之間、於,,此当山,占、居于、今令,,堪忍,根元者、更不、本,,名聞利養,不、事,,栄花栄耀、只所、願為,,往

時者、一切之諸魔鬼神令、得|,其便|故、深構|, 要害|者也。且又為||盗賊用心|也。於|,其余|者無||所用、万一雖」然 望,之間、以、何可、処,其罪咎,哉。不運至悲而猶有」余者歟。依」之心静令;念仏修行,於,其在所,別而無,其要害ず,之間、以、何可、処,其罪咎,哉。不運至悲而猶有」余者歟。依」之心静令;念仏修行,於,其在所,別而無,其要害 苦,令,, 死去, 共以同篇之間、任,,前業之所感, 也。然上者為,,仏法,不,可,惜,,一命,可,,合戦,之由、兼日諸人一同,, 4,*** 於||今時分||無理之子細等令||出来||時之於||其儀||者、誠||今此度念仏申、遂||順次往生||而令||死去、又逢||非分難|| 処、近比就,,牢人出張之儀,自,,諸方,種々雑説申、之条、言語道断迷惑之次第也。愚身更於,,所領所帯,,且不、作,,其 生極楽, 計也。而間当国・加州・越中之内於,,土民百姓已下等, (中略) 偏勧,念仏往生之安心,之外無,他事,之

文明第五十月

令,治定,衆儀而已矣。

Н

厳しく戒めている。同時にこの公的な性格を持つ制礼としての制法は宗教的諸勢力である社寺や政治権力者達に対 法のために合戦する」という趣旨の決議文である。この決議文は、武力闘争を嫌う蓮如が武力を有する多屋衆に押 咎があるのであろうか。要害を構えているのは心静かに念仏を行じたいためである。もしそれができないなら、仏 方より種々に難癖をつけられるのは言語道断で迷惑している。蓮如自身は所領所帯を望んでいないのに、どうして に押し寄せようとする者達に明確に主張することによって、何とか闘争を回避しようとしている。さらに蓮如は争 し切られ、命を惜しまず仏法のため合戦を決議したとする内容であるが、蓮如はただ念仏往生の仏法の立場を吉崎 越前・加賀・越中の土民百姓の罪業を造っている者達に、ただ念仏往生の信心を勧める以外に別の意図はない。諸 いを避けるため、文明五年十一月、十一箇条の制法を通達することによって、攻撃の的となる悪しき門徒の行動を 『吉崎に二、三年滞在しているのは、世俗的な名聞利養や栄花栄耀のためではなく、ただ往生極楽のためである。

してなされたものと理解して良いであろう。

定

真宗行者の中において停止すべき子細の事。

諸神ならびに仏菩薩軽んずべからざるの事。

諸法諸宗全く誹謗すべからざるの事。

物忌の事仏法の方に就きてこれ無しと雖も、他宗ならびに公方に対し堅く忌むべきの事。 我が宗の振舞を以て他宗に対し難ずべからざるの事。

念仏者に於いては国にて守護地頭を専らにすべし、軽んずべからずの事。

本宗に於いては相承なき名言を以て、恣に仏法讃嘆旁然るべからざる間の事。

無智の身を以て他宗に対し雅意に任せて我が宗の法儀を其の憚りなく讃嘆せしむる然るべからざるの事。

自身に於いては未だ安心決定せざるに人の詞を聞きて信心法門讃嘆然るべからざるの事。

念仏会合の時魚鳥を食うべからざるの事。

、念仏者の中に於いては恣に博奕することを停止すべきの事。

念仏集会の日酒に於いては本性を失い吞むべからざるの事。

右此の十一ケ条、此の制法の儀に背くに於いては、堅く衆中退出すべき者なり。仍って制法の状件の如し。(原漢文)

めているが、 諸神・諸仏・諸菩薩・諸法・諸宗等の宗教諸勢力を軽視し、真宗を讃嘆することを戒める条項が前半の多くを占 次の守護地頭等の権力者を軽視してはならない戒めが掲げられている項目にいたっては、 蓮如の信心

=仏法と政治的な問題=王法との関係が如実に物語られている。つまり蓮如の説く「四海のうちみな兄弟なり」と

177

する考え方である。蓮如は時代的な趨勢を鑑み宗教の崇高性や独自性を守ることのできる限界の許容範囲まで深く を建立するために武力闘争を推し進めていくというものではなかった。それはまた宗教と倫理の次元を明確に峻別 いう御同朋御同行という信心に内包される仏法的理念は、世俗の次元に当てはめて差別のない平等な仏国土の世界

考えざるをえなかった。

るが、文明六年二月十七日の『御文章』に、ようやく蓮如の王法という概念が明確化してくる。 者側を刺激する門徒の行為に腐心していたかが理解できる。この頃より「掟」に関する『御文章』が多くなってい 十一ケ条の後半の三ケ条は日常の具体的な飲食や遊興の細かな倫理的戒めにまで及んでおり、いかに蓮如が支配

四

むるところの掟のおもむきなりとこころうべきものなり。@ もてとし、 そもそも、 かにすべからず。これみな南無阿弥陀仏の六字のうちにこもれるがゆゑなり。ことにほかには王法をもつてお れは信心をえたりといひて疎略の義なく、いよいよ公事をまつたくすべし。また諸神・諸仏・菩薩をもおろそ つて心底にをさめおきて、他宗・他人に対して沙汰すべからず。(中略)つぎには守護・地頭方にむきても、 内心には他力の信心をふかくたくはへて、世間の仁義をもつて本とすべし。これすなはち当流に定 当流の他力信心のおもむきをよく聴聞して、決定せしむるひとこれあらば、その信心のとほりをも

に他力の信心を深く蓄えて、世間の道徳を守ることが当流の掟である」と諭している。諸神・諸仏を軽視してはい ここで蓮如は、「守護地頭を疎略にしては駄目で、公事を全うすること、つまり年貢をおさめ、王法を守り、内心

日の 明七年七月十五日)へと教義的な裏付けがなされていく。文明六年二月の『御文章』では王法を「おもて」・仁義を『 れたまふいはれなればなり」と展開され、「一切の諸仏の智慧も功徳も弥陀一体に帰せずといふことなきいはれ」 (文 けないという理由づけが、「これみな南無阿弥陀仏の六字のうちにこもれる」となされ、 「本」、信心を内心に深く蓄えよと王法と仏法の関係が語られており、この関係は、五月十三日の『御文章』の中に 『御文章』では「他力の信心ひとつをとらしめんがための方便に、もろもろの神・もろもろのほとけとあらは さらに同じ内容の五月十三

まもれる人となづくべきものなり。 さして、信心発得して後生をねがふ念仏行者のふるまひの本とぞいふべし。これすなはち仏法・王法をむねと 疎略の義ゆめゆめあるべからず。いよいよ公事をもつぱらにすべきものなり。 それ国にあらば守護方、ところにあらば地頭方において、 われは仏法をあがめ信心をえたる身なりといひて、 かくのごとくこころえたる人を

である。この時蓮如はすでに政親と朝倉との間に、 の有力な勢力を要して、 千代は有力な連合軍を失い、同年七月この機に乗じて、加賀に攻めいった富樫政親は、 法と仏法の両者の関係は、 いう密約を交していたと考えられる。蓮如の合戦の決意の理由、幸千代の敗戦の理由は、 にする」こととして規定されている。そして仏法・王法を旨と守る者を念仏者の手本としている。だがここでの王 ところでこの後の文明六年六月には斎藤妙椿の仲介により甲斐八郎と朝倉孝景が和解することによって、富樫幸 この『御文章』では、王法の概念が、「信心獲得したと言って、守護・地頭を疎略にしてはいけない。 ついに十月幸千代の蓮台寺城を陥落させた。ついに蓮如は門徒に参戦するように命じたの 並列的に捉えられており、いまだ緊張的な関係は見られないと指摘できるであろう。 政親が加賀の守護を奪回した時には、 本願寺門徒群と白山宗徒等 藤島超勝寺に宛た御文に、 本願寺教団を安堵すると

に行ふへき有其結構之間、 せしむるひまには、 さる前代未聞之次第也。然れとも仏法に敵をなし、又土民百姓の身なれは、 西行をいたして、 年をつみ日をかさねて、雖作法敵、且以不承引候之処に、此方有門徒、於在所或は殺害或は放火等の種 同行中に於て各々心行うへきおもむきは、 以数多之一類、相語守護方間国方、既彼等と同心せしめおはりぬ。雖然今度加州一国之土一 後生の為に令念仏修行を、一端憐愍こそなくとも、結句罪咎にしつめ、あまさえちうはつ 無力如此のむほんを、 山内方と令同心企之処也。 既百姓分の身として、 於身今者私ならぬ次第也。 有限年貢所当等をきんとうに沙汰 守護地頭を令対治事、 是誠に道理至極なり。 而間為上意 本意にあら

る。 とあり、 からの奉書を盾にすることによって、 のを罪咎に沈め、 千代が仏法に敵をなし、 蓮如は仏法という立場から、不倶戴天の法敵・高田門徒を排斥する論理と、王法という観点から幕府側=東軍 蓮如は幸千代の没落の理由を人間のわざではなく、仏法と王法の所為であるとし、高田門徒と同心した幸 誅罰を加えるという悪政を行ったので政親と同心して謀反を企てるのは当り前であると述べてい 本願寺門徒に殺害・放火の悪行を働いたからであるとした。また後生のために念仏するも 参戦の正当性を主張したのである。 ®

忝も如此之旨を聞召被によりて、既に百姓中へ被成御奉書間、

徒は守護職・政親を無視し、荘園の横領や年貢を収めないという行為に出た。その行為を扇動し荘園を横領しよう とする武士群も多く輩出して政親を窮地に追い込んでいった。ここに至って政親はついに蓮如の密約を破り、 このようにして有力な本願寺勢の助力によって、政親は加賀を掌中に収めることに成功するが、勢いに乗じて門 本願寺教団を弾圧することに踏み切った。このことを『実悟記拾遺』 は 文明

次郎国ヲ手ニ入レ安堵ノ処ニ御恩ヲ忘レ。当流ノ宗ヲキラヒ候コト。槻橋ト申者所行ニ候間。国ノ門人槻橋嫌

七年三月、

180

而爰高田門徒に於

是併仏法王法之所令作也。

夫加賀之守護方早速に如此没落せしむる事、更以非人間之所為、

フニヨリ。国ノ乱レハ又出来

なり強調されているが、 ちには仏法を本とすべきあひだの事」と、先に文明五年十一月に制定された十一ケ条の掟、 文章』の後半に、蓮如は十ケ条の掟を掲げている。その十ケ条の第二番目に「一、外には王法をもはらにして、う の三ケ条の掟には存在していなかった専王法・本仏法の項目が掟の中に挙げられている。ここでは王法の遵守がか すます深刻さを増し、ついに再び合戦が始まったが、門徒軍は破れ越中に敗走した。この後文明七年五月七日の『御 と伝え、再び一揆が起こり、政親と本願寺門徒は対立した。制止しようとする蓮如の意図とはうらはらに事態はま 蓮如はさらに十ケ条の篇目を挙げ終って さらに文明六年の正月

となかれ。つぎに神明を疎略にすべからず。また忌不浄といふことは仏法についての内心の義なり。さらにも て、公方に対し、他人に対して、外相にその義をふるまふべからず。これすなはち当宗にさだむるところのを つぎには王法をさきとし、仏法をばをもてにはかくすべし。また世間の仁義をむねとし、諸宗をかろしむるこ まづ当流の肝要は、ただ他力安心の一途をもて、自身も決定せしめ、また門徒のかたをもよく~~勧化すべし。

行為は正しい念仏者の行為ではないと蓮如は言い聞かせているのである。十一ケ条の掟が出された約二ケ月後の文 陀一仏信仰という仏法の立場から、 て表れている。 教団の滅亡を意味するものと蓮如は判断したのであろう。それが蓮如の「仏法をかくす」という苦肉の表現となっ ている。この頃の本願寺教団の危機的状況はぎりぎりの瀬戸際に立たされていた。これ以上の門徒の抵抗は本願寺 と述べ、王法と仏法の関係が、 それはまた仏法が一揆のバックボーンになることに対する戒めと理解することができる。 王法を先にし仁義を旨とし、仏法をかくすという緊張した内容に軌道修正 守護・地頭を軽視し、他宗を軽んじ、 荘園を横領し、 年貢をおさめないという つまり弥 がなされ

明七年七月十五日の六ケ条の掟の第五番目の「一、国の仏法の次第非義たるあいだ、正義におもむくべき事」とい

う項目はまさにこのことを物語っている。蓮如はこの条目を詳述して、次のように心得させている。 国の仏法の次第当流の正義にあらざるあいだ、かつは邪見にみえたり。所詮自今以後においては、当流真実の

正義をききて、日ごろの悪心をひるがへして、善心におもむくべきものなり。

善い心に向かっていかねばならない」と蓮如は戒めている。そこには先の西軍・富樫幸千代と法敵・高田門徒の戦 出を計り河内出口に赴いた。その後の蓮如の王法仏法の関係はこの基本的路線を踏襲している。「たとひ牛盗人とは 否浄土真実の正しい仏法ではないとする蓮如の苦しい立場が見られる。しかし蓮如の思惑とは別に、蓮崇の策謀に よって再び一揆が蜂起し、事態はますます深刻化し、ついに文明七年八月二十一日、蓮如は吉崎を退去し、 いにおける仏法王法の大義名分はなく、東軍・富樫政親を中心とする体制に逆らうことは仏法のためにならない、 「国の仏法は正義ではなく、邪見のように思われる。以後は真実の教えを聞きて、 日頃行っている悪心を翻し、

法為本・仁義為先の論理が展開されている。このような蓮如の王法と仏法の二つの並列的とも見える為本の関係か えぬやうにふるまふべし」(同八年正月)、「王法を本とし、(中略) そのほか仁義をもつて本とし、また後生のため に蓮如の本心があるかの感を与えている。しかし実際はそうではなく蓮如の本当の心は世俗のいかなる価値をも超 ら生じるニュアンスは、 先として、世間通途の義に順じて、当流安心をば内心にふかくたくはへて、外相に法流のすがたを他宗・他家にみ つて先とし、内心にはふかく本願他力の信心を本とすべき」(文明七年十一月)、「まづ王法をもつて本とし、仁義を よばるとも、仏法者・後世者とみゆるやうに振舞ふべからず。また外には仁・義・礼・智・信をまもりて王法をも には内心に阿弥陀如来を一心一向にたのみたてまつりて」(同八年七月)とあるように、内は信心為本とし、外は王 二つの別の概念が一見まったく矛盾なく成立し、王法為本の論理が全面に強調され、 そこ

えた宗教的世界である仏法にその中心があることは明らかである。

五

『実悟旧記』に、

王法をば額にあてよ、仏法をば内心に深く蓄へよ、との仰に候。仁義と云ことも、 端々にあるべきことなるよ

とあるように、蓮如は仁義を端々、すなわち部分部分と考えている点からすれば、信心為本に重きを置いているこ

とは明らかであろう。また『同記』 に、

仏法をあるじとし世間を客人とせよといへり。仏法の上より世間の事は時にしたがひ(あひ)はたらくべき事

と仏を主人、 世間を客人という具合に主客の関係で捉え、さらに世間の事は時に従ってあい働くべき問題とするあ

たり、さらに『空善記』に

於,,一流中,仏法を面とすべき事、勿論也。雖、然、世間に順じて王法をまもる事は、仏法を立て (られ) んがた

めなり。而に仏法をば次にして、王法を本意と心得事當時是多し。尤不可然次第也。

第二にするのは間違いであると規定している。また蓮如が『御文章』の中で重ねて、「信心をもって本とせられ

とあるように、世間に順じて王法を守るというのは、仏法を成立させるためであるとし、王法を本意として仏法を

候」、また「他力の信心をもって肝要」と述べている点からも、明らかに信心為本が中心になっていることは間違い

ないと言って良いであろう。

と時間によって変化していくが、蓮如はある意味で倫理的な問題に状況的に対応していったものと結論できるであ ることを主張したのは、危機的な歴史的情勢の中での仏法を成立をさせるためであった。倫理的次元の問題は歴史 には宗教的次元である仏法の独自性と崇高性は堅持されていると考えられる。蓮如が王法の政治、仁義の倫理を守 かくして蓮如は信心為本という仏法を第一義とし、王法や仁義の倫理的次元を超越するものとして捉えた。そこ

註① ひらがな表記に書き直した。以下の引用文も同様である。 一向一揆』笠原一男・井上鋭夫―日本思想大系―(岩波書店)二五頁。なお引用文はカタカナ表記である

- 『浄土真宗聖典 (註釈版)』真宗聖典編纂委員会編、一〇九五頁。
- て従来の説を紹介し、色々な要因が重なっていると述べている。 堅田修「蓮如とその教団」解説(『親鸞大系』−歴史篇−第七巻、一九頁~二○頁)には、吉崎選定の理由につい

横井徹「蓮如における政治と宗教―文明・長享一揆をめぐって―」(『親鸞大系』―歴史篇―第七巻)五四七頁。

- 『浄土真宗聖典 (註釈版)』一〇八五~一〇八六頁。
- 6 『浄土真宗聖典(註釈版)』一一〇三頁。
- 拙論「法然の倫理思想」『研究紀要』第七号―京都女子大学宗教・文化研究所―五一頁以下参照。
- 8 『浄土真宗聖典 (註釈版)』一一〇四頁。
- 一向一揆』―日本思想大系―(岩波書店)三六~三七頁|
- 源了圓 『浄土仏教の思想』十二―蓮如―二二九~二三一頁参照。その他。

一向一揆』—日本思想大系—(岩波書店)三八~三九頁。

- 『浄土真宗聖典 (註釈版)』一一一七~一一一八頁。
- 。浄土真宗聖典(註釈版)』 一一二五頁。

- 『浄土真宗聖典 (註釈版)』 一一五三頁。
- 蓮如の教義的な裏付けの変遷に言及している。 森竜吉は「真宗における仏法と王法」―蓮如を中心した試論―(『親鸞大系』― |歴史篇―第七巻| 四六八頁以下に
- 『浄土真宗聖典 (註釈版)』 一一二五頁。
- 山折哲雄『人間蓮如』(春秋社)一二四頁。
- **横井徹「前掲論文」五六○頁。** 佐々木求己「新出御文集について」(『真宗研究』二)八三~八四頁。
- 也」とある。
- 『白山宮荘厳講記録』に「本願寺威勢ニホコリ、 寺社の領知諸免田年貢無沙汰。(中略) 先代未聞言語道断之次第
- 『真宗全書』六九巻、一三〇頁。
- **『蓮如 『蓮如** 一向一揆』—日本思想大系— 一向一揆』―日本思想大系―(岩波書店) (岩波書店) 七〇頁。
- 24) 『浄土真宗聖典 (註釈版)』 一一五四頁。
- 『浄土真宗聖典 『浄土真宗聖典 (註釈版)』 (註釈版)』 一五九頁。 一五六頁。

25)

- 27) 26 『浄土真宗聖典 (註釈版)』 一一五九~一一六○頁。
- 28) 『蓮如上人行実』稲葉昌丸編(法蔵館)八八頁。
- もあひはたらくべきこと」とある。 『蓮如上人行実』 九三頁。又『実悟旧記』(『同』、七八頁) には、「当流には惣体世間機わろし、仏法の上より何事
- 『蓮如上人行実』五六頁。
- 仏法を立てるためである」と述べている。 「加賀の一揆は土一揆と同種のものであったとし、 この点に関して、谷下一夢は「加賀の一向一揆と蓮如の王法為本」(『親鸞大系』―歴史篇―第七巻、 蓮如の王法為本は皇室中心主義の提唱者であったからではなく 四四二頁)